

# 新型コロナウイルススワクチン 4回目接種が始まります

6月から、新型コロナウイルススワクチンの4回目接種を実施します。  
4回目接種は、重症化予防を目的としています。

## 接種対象者

- 3回目接種を終えた日から5カ月経過した人のうち、次のいずれかに該当する人。
- 60歳以上の入
- 18歳以上60歳未満の、基礎疾患を有する人、または重症化リスクが高いと医師が判断した人
- ※60歳未満の人は、主治医とよく相談した上で、接種を受けるか受けないかを判断してください。

## 使用するワクチン

- ▼武田／モデルナ社製
- ▼ファイザー社製
- ※1・2・3回目と異なる種類のワクチンを接種しても問題ありません。



## 接種体制

個別接種を中心に実施します。  
接種対象者が多い7月中旬から8月末は、集団接種を合わせて実施します。

## 接種券

- ▼60歳以上の入  
接種可能日までに接種券を発送します。申請は不要です。
- ▼基礎疾患を有する人など  
**申請が必要です。**事前に「接種券発行申請書〔4回目接種用〕」を提出してください。
- 《申請窓口》  
保健医療課医療予防係  
各支所地域振興室・市民生活室
- ※特別な事情があつて、申請書の提出が困難な人は、ご連絡ください。

## 問い合わせ

新型コロナウイルス感染症対策本部  
ワクチン接種対策部  
☎0824・73・1137  
FAX 0824・72・3322

# 児童手当制度の一部変更

## 制度の主な変更点

令和4年10月支給分（6～9月分）より児童手当制度が一部変更となります。主な変更点は次の2点です。

### 1 現況届の提出が不要になりました

これまで、毎年6月中旬に現況届を提出する必要がありました。受給者の現況を公簿などで確認することとなったため、提出が不要になりました。

ただし、次に該当する人は現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所と異なる市区町村で受給している人
  - ② 支給要件児童の戸籍がない人
  - ③ 離婚協議中で配偶者と別居している人
  - ④ 児童が入所する施設などの管理者や里親の人
  - ⑤ その他、市区町村から提出の案内があつた人
- ※提出が必要な人には現況届を郵送していますので、**6月30日までに提出**してください。

また、受給者、配偶者、児童の住所・氏名が変わったときや世帯状況が変わったときなどは、**市への届け出が必要**です。

### 2 所得上限限度額が設けられました

従来の「所得制限限度額」に加え、「所得上限限度額」が設けられました。

所得が「所得上限限度額」を超える場合、児童手当の給付が受けられません。

扶養親族などの数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1010万円
5人	812万円	1048万円

### 〔支給月額〕（児童1人当たり）

受給者の所得が

### ▼「所得制限限度額」未満

- ・ 3歳未満 1万5千円
- ・ 3歳以上小学校修了前 1万円
- ただし、第3子以降は1万5千円
- ・ 中学生 1万円

### ▼「所得制限限度額」以上

- ・ 一律 5千円
- ・ 一律 0円

## 問い合わせ

児童福祉課児童福祉係  
☎0824・73・1192